

## 第5章 一時保護

### 1. 一時保護の目的は何か

子ども虐待事案における一時保護の第一の目的は、子どもの生命の安全を確保することである。単に生命の危険にとどまらず、現在の環境におくことが子どもの安全な家庭生活を確保する上で明らかに問題があると判断されるときは、まず一時保護を行うべきである。一時保護を行い、子どもの安全を確保した方が、子どもへの危険を心配することなく虐待を行っている保護者への調査や指導を進めることができ、また、一時的に子どもから離れることで、保護者も落ち着くことができたり、援助を開始する動機付けにつながる場合もある。子どもの観察や意見聴取においても、一時保護による安全な生活環境下におくことで、よりの確な情報収集を行うことが期待できる。

以上の目的から必要とされる場合は、躊躇せず一時保護を行い、その上で虐待の事実等を調査するということが子どもの最善の利益にかなうといえる。

### 2. 一時保護の速やかな実施

緊急一時保護が必要か否かは、第3章通告・相談への対応及び、第4章調査および保護者・子どもへのアプローチで示した一連の流れの中で判断しなければならない。児童虐待防止法では、児童虐待に係る通告（児童虐待防止法第6条第1項）又は市町村等からの送致（同法第8条第1項第1号）を受けた児童相談所は、子どもの安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ一時保護（児童福祉法第33条第1項）を行うものとされ（児童虐待防止法第8条2項）、その実施に当たっては、速やかに行うものとする（児童虐待防止法第8条3項）。

この場合の「速やかに」は、自治体ごとに定めた安全確認を行う際の「時間ルール」を参考とすることになるが、事例によっては直ちに安全の確認、緊急保護が必要な場合もある。特に通告の段階で緊急性が予測される場合などには、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応すべきであり、生命に関わるなど重大な事態の発生を防ぐように努めなければならない。

### 3. 虐待が疑われる事例への対応の流れ

通告から一時保護の要否を判断するまでの対応の流れを示したのが図5-1「子ども虐待対応・アセスメントフローチャート」である。

アセスメントシートによる保護の要否判断については、表5-1「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」および図5-2「一時保護に向けてのフローチャート」を参照のこと。

なお、一時保護に際しては、タイミングを逸すれば子どもの生命に係る問題に発展することを意識し、迅速かつ広範な調査を行った上で、組織的なアセスメント及び判断を行うことを忘れてはならない。

図5-1 子ども虐待対応・アセスメントフローチャート

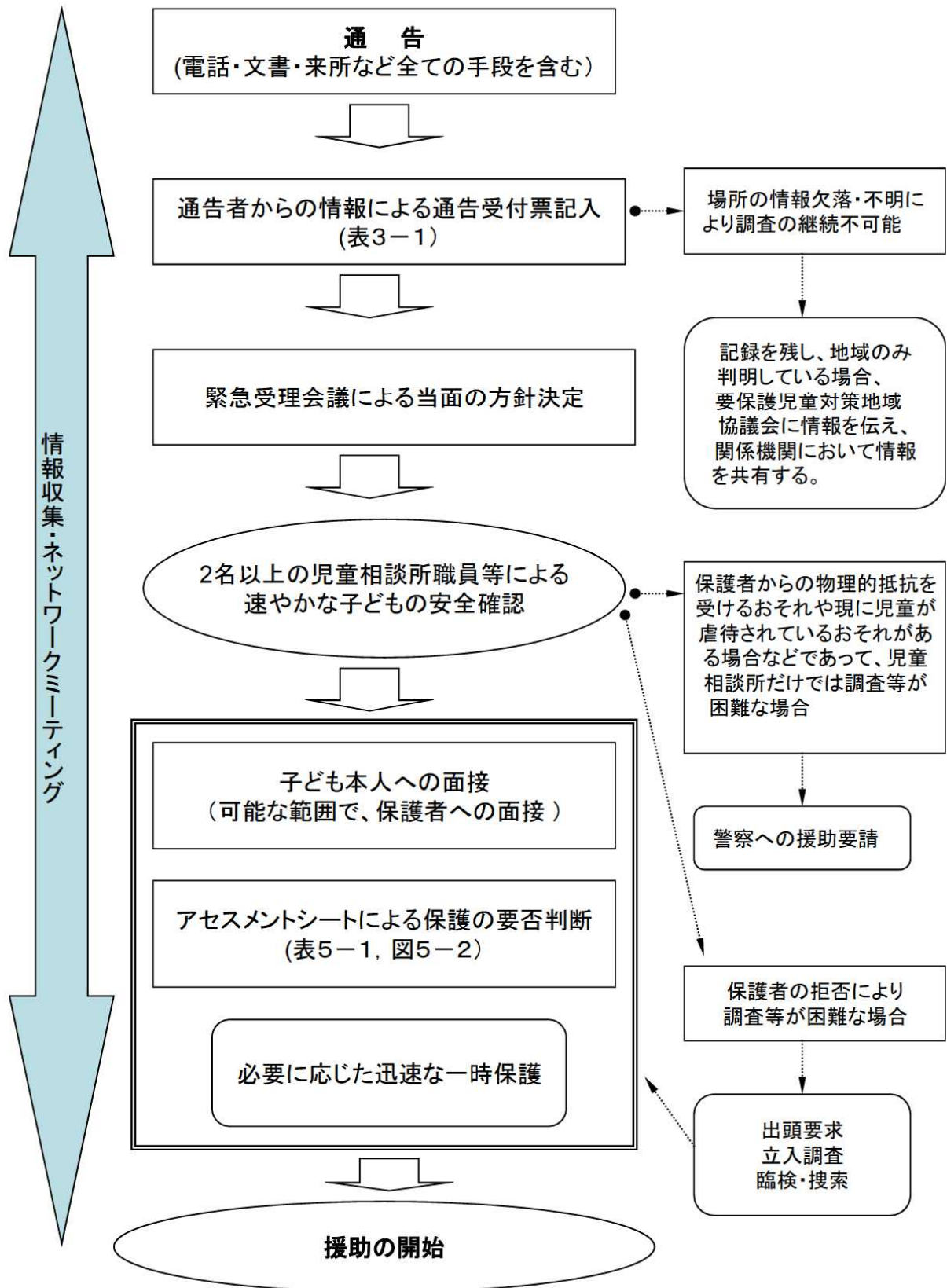


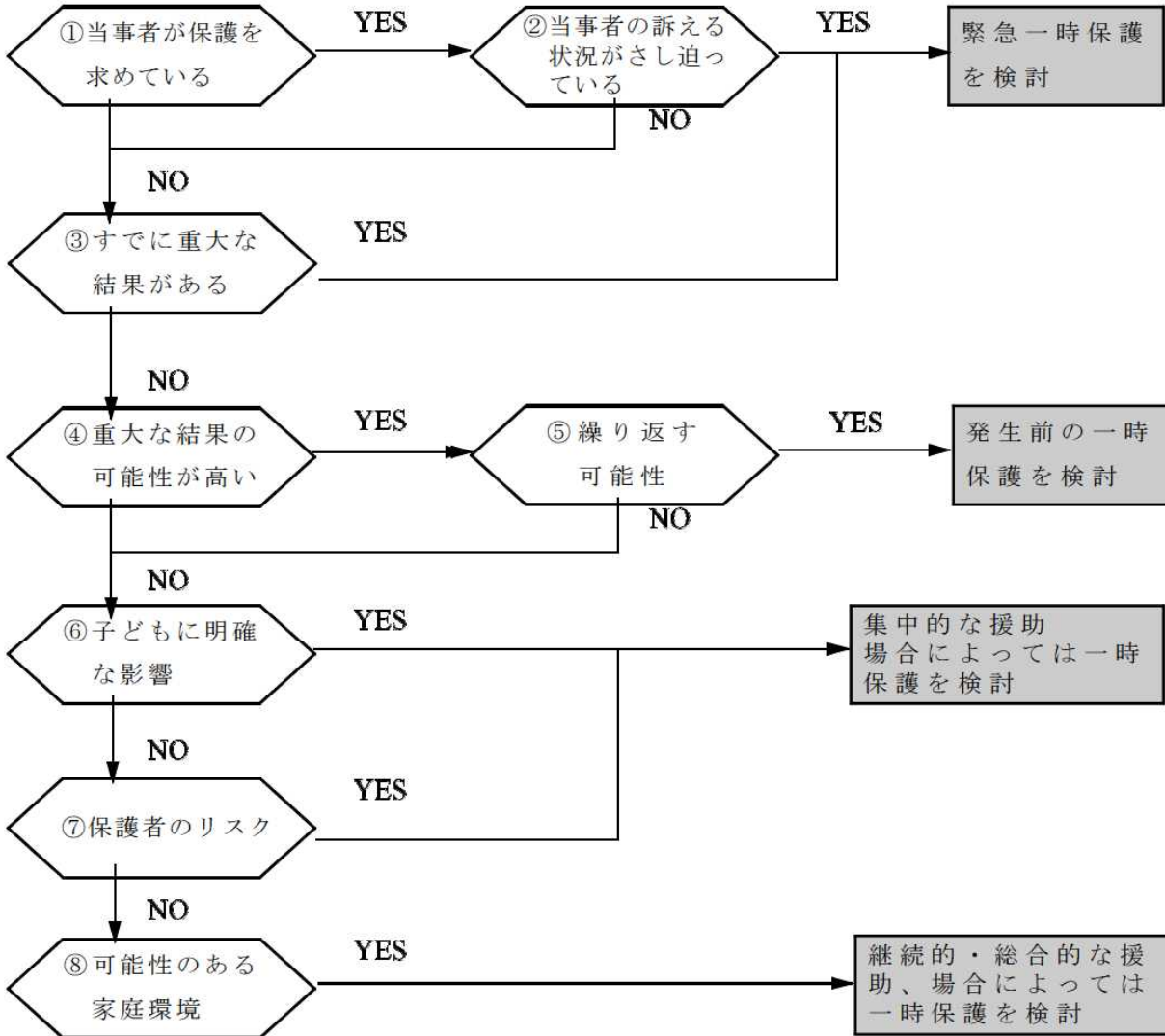
表5-1

一時保護決定に向けてのアセスメントシート

① 当事者が保護を求めている?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 子ども自身が保護・救済を求めている <input type="checkbox"/> 保護者が、子どもの保護を求めている	* 情報
② 当事者の訴える状況が差し迫っている?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 確認にはいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚であるなど <input type="checkbox"/> このままでは「何をしでかすか分からない」「殺してしまいそう」などの訴えなど	
③ すでに虐待により重大な結果が生じている?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 性的虐待（性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患） <input type="checkbox"/> 外傷（外傷の種類と箇所： ネグレクト 例：栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否、（ ）	
④ 次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 乳幼児 生命に危険な行為 例：頭部打撃、顔面攻撃、首締め、シェーキング、道具を使った体罰、 逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる、（ ） <input type="checkbox"/> 性的行為に至らない性的虐待、（ ）	
⑤ 虐待が繰り返される可能性が高い?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 新旧混在した傷、入院歴、（ ） <input type="checkbox"/> 過去の介入 例：複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴（ ） <input type="checkbox"/> 保護者に虐待の認識・自覚なし <input type="checkbox"/> 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱	
⑥ 虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安、（ ） <input type="checkbox"/> 面接場面での様子 例：無表情、表情が暗い、鬱的体の緊張、過度のスキンシップを求め る、（ ） <input type="checkbox"/> 虐待に起因する身体的症状 例：発育・発達の遅れ、腹痛、嘔吐、白髪化、脱毛、（ ）	
⑦ 保護者に虐待につながるリスク要因がある?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 子どもへの拒否的感情・態度 例：拒否、愛情欠如、差別など不当な扱い、望まない妊娠出産、母子 健康手帳未発行、乳幼児健診未受診、 （ ） <input type="checkbox"/> 精神状態の問題 例：鬱的、精神的に不安定、妊娠・出産のストレス、育児ノイローゼ、 （ ） <input type="checkbox"/> 性格的問題 例：衝動的、攻撃的、未熟性、（ ） <input type="checkbox"/> アルコール・薬物等の問題 例：現在常用している、過去に経験がある、（ ） <input type="checkbox"/> 公的機関等からの援助に対し拒否的あるいは改善が見られない、改善す るつもりがない <input type="checkbox"/> 家族・同居者間での暴力（DV等）、不和 <input type="checkbox"/> 日常的に子どもを守る人がいない	
⑧ 虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<input type="checkbox"/> 虐待によるのではない子どもの生育上の問題等 例：発達や発育の遅れ、未熟児、障害、慢性疾患、（ ） <input type="checkbox"/> 子どもの問題行動 例：攻撃的、盗み、家出、徘徊、虚言、性的逸脱、退行、自傷行為、 盗み食い、異食、過食、（ ） <input type="checkbox"/> 保護者の生育歴 例：被虐待歴、愛されなかった思い、（ ） <input type="checkbox"/> 養育態度・知識の問題 例：意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足、 （ ） <input type="checkbox"/> 家族状況 例：保護者等（祖父母、養父母等を含む）の死亡・失踪、離婚、妊娠・出産 ひとり親家庭等（ ）	

図 5 - 2

一時保護に向けてのフローチャート



(解説)

- A ①②③のいずれかで「はい」がある時 → 緊急一時保護の必要性を検討
- B ④に該当項目がありかつ⑤にも該当項目があるとき → 次の虐待が発生しないうちに保護する必要性を検討
- C ①～⑤いずれにも該当項目がないが⑥⑦のいずれかで「はい」がある場合
  - 表面化していなくても深刻な虐待が起きている可能性
  - あるいは虐待が深刻化する可能性
  - 虐待リスクを低減するための集中的援助。その見通しによっては一時保護を検討
- A～Cのいずれにも該当がなく、⑧のみに「はい」がある場合
  - 家族への継続的・総合的援助が必要。場合によっては、社会的養護のための一時保護の必要性を検討する

## 4. リスクアセスメントシートによる一時保護の要否判断

### (1) 客観的判断の必要性

保護の要否判断については、担当児童福祉司個人の判断であってはならず、所内会議等を通じた機関決定は無論のこと、できる限り客観的で合理的な判断をしなければならない。そのためには、系統的かつ専門的な情報収集と情報整理、そして情報評価が必要である。

具体的には、判断の客観性、的確性を高めるため、リスク度判定のための客観的尺度（リスクアセスメント基準）に照らし合わせて緊急介入の必要性や緊急保護の要否判断等を行うことにより、対応の遅れや判断の躊躇等を防止し、児童福祉の専門機関としての客観的な判断を行わなければならない。

### (2) 情報収集

一般の相談援助の場合でも始めからすべての情報が得られるわけではないが、特に児童虐待が疑われる事例では、不確実な情報から出発することが多い。したがって、児童相談所や市区町村内部で情報を集約できる体制を整えることはもちろん、関係機関とも早い時期から情報を共有することが重要である。たとえば、福祉事務所と市区町村保健センター等と児童相談所が把握している情報を総合すれば、子どもの生命に危険があることが判ったはずなのに、情報を共有しなかったために、断片的な情報のままアセスメントを行い、判断を誤ったというようなことがあってはならない。情報の共有化を図るためには、電話連絡だけでなく、文書による連絡や個別ケース検討会議の開催など、様々な連携方法を工夫する必要がある。

虐待が疑われる場合、情報収集に許される時間が限られている場合もある。このため、当面の判断に必要な情報を優先して集めることもひとつの手法であり、表5-1に示した「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」にある事項に沿った情報を優先的に集め、その後の情報に関しては随時更新を行い、再アセスメントが必要な情報もたらされれば躊躇なく行うこと。

緊迫した状況などでは、児童相談所や市区町村の職員が情報を聞き漏らしたり、尋ね忘れてしまうことも起こりやすい。必要な情報を漏れの無いように収集するためにもこのアセスメントシートを活用すべきである。ただし、このシートは情報の整理と判断を目的としているので、十分な記述欄が備えられてはいない。シートには要点のみを記すこととし、詳細な情報は別に記録する必要がある。

### (3) 情報整理(アセスメントシートの記入)

持ち寄った断片的な情報を一つに統合するためには、情報整理の枠組みが必要である。シートに記入する際には、まず、各群の中の小項目から記入する。それぞれの小項目について該当すれば□の中にチェックをつける。チェックを付けるかどうか迷うような場合は、まずはチェックを付けておいて、第④群の判断をする段階で十分に協議する。小項目に「例」が掲げられている場合には、該当するものを○で囲む。例に示されていない場合は（ ）内に記述する。

各群の中で、一つでもチェックが付いた項目がある場合、その群の見出しとなっている質問について「はい」の方にチェックを付ける。たとえば、「外傷」という項目にチェックがあれば、そ

の群の見出しとなっている「すでに虐待により重大な結果が生じている？」という質問に対し、「はい」の方にチェックを記入する。

右側の自由記述欄には、小項目や見出し項目に関してチェックがついた状況を理解するのに必要な情報を記入する。

#### (4) 情報評価(アセスメントシートを用いた判断)

上記のように記入すると、第①群から第⑧群までの各見出し項目に「はい」または「いいえ」のチェックが記入された状態となる。この結果に基づき、図 5-2「一時保護決定に向けてのフローチャート」をたどる。

以下、図 5-2 について解説する。

- ① 表 5-1 の第①～第③群のいずれかで「はい」がある時  
→ 直ちに一時保護を検討する必要がある。
- ② 表 5-1 の第④群に該当項目があり、かつ第⑤群にも該当項目がある時  
→ 次の虐待が発生しないうちの保護を検討する必要がある。
- ③ 第①～⑤群のいずれにも「はい」がないが、第⑥群または第⑦群のいずれかで「はい」がある時＝虐待やネグレクト発生につながる危険因子（リスク要因）がある。  
→ 表面化していなくても深刻な虐待が起きている可能性がある。  
→ 虐待が深刻化する可能性がある。  
→ リスクを低減するための集中的援助を計画する。その見通しによっては一時保護の検討が必要。
- ④ 第①～⑦群のいずれにも「はい」がなく、第⑧群のみに「はい」がある時  
→ 現状では虐待やネグレクトを理由に一時保護するに足りる情報は得られていない。しかし、虐待やネグレクトの発生につながる家族内外のリスク要因はあるので、家族への継続的・総合的援助が必要。

表 5-1 および図 5-2 は、一時保護の必要性をできるだけ客観的に判断するための補助的な道具として用いられるべきものであり、機械的に判断すべきではない。それぞれ、チェックが付いた項目について、基となった情報に戻り状況を十分に理解、分析することが的確な判断につながる。そして、表 5-1 および図 5-2 を参考にしつつ、児童相談所や市区町村内で協議して一時保護の可否を判断し、決定する必要がある。

また、一時保護の可否をできる限りの確に判断するためには、できる限り幅広く情報を集め、総合的な判断をすることが重要である。仮に第①群から第⑤群で「はい」にチェックがついた場合であっても、時間の許す限り、第⑧群までの項目を含めて情報収集に努めなければならない。しかし、一方で、緊急を要する状況なのに第⑧群までの情報がすべて集まっていないことを理由にして介入を遅らせるべきではない。

たとえば、乳幼児が頭部に外傷を負って複数回目の入院をしたとすれば、表 5-1 の第③群と第④群、第⑤群に「はい」のチェックが記入されることになり、リスクアセスメントの結果としては、一時保護まで考える必要がある重大事態であることを示唆している。

しかし、少なくとも退院までの時間的な余裕がある場合は、その間、関係機関へ照会するなど

して、子どもや家族の状況についての情報収集を継続し、よりの確な結論を出せるように努めるべきである。しかし、子どもが退院する時点で、保護者の生育歴に被虐待歴があるかどうか分からないなどリスクアセスメントが未完了だという理由で、判断を遅らせてはならない。

いずれにしても、リスクアセスメントをすることにより、情報収集を綿密に行いながら、速やかに判断することが必要である。

## 5. 職権による一時保護の留意点は何か

### (1) 基本的留意事項

一時保護は、原則として子どもや保護者の同意を得て行うが、同意が得られない場合にも、職権で一時保護を実施することができる。このような権限は児童相談所長のみを与えられており、一時保護という制度が子どもの安全を確保するための重要な手段であることを児童相談所職員は十分に自覚しなければならない。したがって虐待によって子どもの安全が脅かされている疑いがある場合には、一時保護を積極的に活用することが期待されている。一方で強力な権限であるがゆえに保護者の反発も大きいことは避けられないが、保護者の反発が激しいから、子ども本人の同意が得られないからと言って一時保護をためらってはならない。

一時保護は子どもの安全を確保することを第一義として対応していくことが必要であり、子どもの安全確保のための一時保護の判断に子ども本人・保護者の同意は要件とはならない。ただし、子ども本人・保護者の同意を得られずに一時保護を行った場合には、子ども本人・保護者に対して十分な説明を行い、子どもの安全確保の必要性や保護者が有する子どもの安全への責任について、理解と協力を得る努力を続けることが重要である。

子どもが保護者と離れている時に保護することもできるが、その場合には子どもを一時保護したことについての保護者への告知を速やかに行う必要がある。

### (2) 広域的な対応や委託一時保護の活用

一時保護が必要な子どもの年齢は乳幼児から思春期まで幅広く、また一時保護を要する背景も様々である。一時保護に際しては、こうした一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助を確保することが必要である。

しかしながら、近年、地域によっては保護児童の増加から一時的に定員を超過して一時保護所に子どもを入所させる事態が見られ、またこうした様々な背景等を有する子どもを同一の空間で援助することが一時保護所の課題として指摘されている。

このため、一時保護については、

- ① 管轄する一時保護所における適切な援助の確保が困難な場合には、他の都道府県等の管轄する一時保護所を一時的に活用するといった広域的な対応や、
- ② 児童福祉施設、里親、医療機関等に対する委託一時保護の活用等により、適切な援助の確保に努めることが重要である。

### (3) 警察との関係

一時保護の具体的な執行の場面で保護者の同意が得られないときに、子どもの安全の確保に万全を期する観点から、児童相談所は警察の協力が必要かどうかを判断し、警察の協力が必要と判断した場合は、直ちに要請をすべきである。しかし、一時保護の実施権限は児童相談所にあり、警察は犯罪捜査以外の場面では協力する立場であることを理解した上で、現場でどのような役割分担を行うかについて、事前に十分協議しておくことが必要である。

また、一時保護が必要な子どもを、警察職員が発見し、又は市民から警察職員が引き継いだ場合に、児童相談所が遠隔地にあるか又は夜間にわたるため、児童相談所が直ちに引き取ることができないときに、児童相談所長から警察に一時保護を委託する場合があるが、どの時点で一時保護を委託したのかを明確にするべきである。警察への委託一時保護は24時間を限度として行う。

こうした警察が行う一時保護の取扱いについては、警察庁生活安全局少年課より平成13年3月8日付で各都道府県警察本部等宛に通知されている。

## 6. 一時保護の説明

一時保護は、子ども自身の意思に反しても、あるいは保護者の同意が得られない場合にも可能である。虐待対応における子どもの安全の判断と一時保護の判断は、基本的に児童相談所長の責任と権限において実施する。ただし、当事者にその理由を説明して、理解と協力を得る努力はその後の対応に影響する重要な場面であるので丁寧に行うこと。もとより、本人・保護者の同意は一時保護の要件ではないので、理解と協力が得られないからと言って権限執行の対応を変えることがあってはならない。

一時保護を実施する際には、子どもと保護者に対して、一時保護の理由、目的、期間、入所中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限（児童相談所長は、一時保護中の子どもについて、親権者がある者についても、監護、教育及び懲戒に関し、その子どもの福祉のために必要な措置をとることができること。この場合には子どもの親権者等は、児童相談所長のとる措置を不当に妨げてはならないこと。また、子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても必要な措置をとることができること等。）と、2か月を越えて引き続き一時保護を行う場合の手続きについて説明を行い、一時保護の同意を得て行うことが望ましい。

ただし、緊急保護など子どもを放置することが子どもの福祉を害するときは子どもや保護者の意に反して保護することができる。

一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始期日、理由及び場所を文書で保護者に通知する。但し、保護者に対して子どもの居所を明らかにした場合に、再び児童虐待が行われるおそれがあり、子どもの保護に支障がある場合には子どもの居所を明らかにしないことができる。

### (1) 子どもへの説明

#### ① 子ども本人が、帰宅を拒否し保護を求めている場合

子どもに対して虐待の事実関係や状況等を確認するのはもちろんのことであるが、まず、



子どもの話や言葉を十分に傾聴し、子どもに安心感を与えることが大切である。

保護者の同意がなくても安全に生活できる場があることを伝え、一時保護所のパンフレットやアルバムなどを見せて具体的な情報を提供する。併設されている場合は、他児との関係などにも配慮して支障がなければ見学させてもよい。「少し親と離れて生活しながら、これからのことをいっしょに考えよう」などと話し、ひとりで問題に立ち向かうのではないということを伝え、不安な気持ちを少しでも取り除くような配慮が必要である。

また保護者には一時保護の告知を行うが、その際、保護は子どもの状況を把握した児童相談所の判断により実施したのであり、子どもの意向により判断したのではないことを明確に伝え、また子どもにもそのようにあらかじめ説明する。

面会や引取りについても、子どもの意向を聞いて判断するということを子どもに説明し、児童相談所として「安全を確認できない限り、親元に戻すことはない」という保証をする必要がある。

## ② 子ども本人が、一時保護を躊躇したり拒否している場合

虐待を受けた子どもは、人間に対する不信感を抱いていたり、心を開いて本当の気持ちを表現できないことが多い。保護者の前では萎縮して保護者の意向にそった返事しかできないこともある。また、悪いのは自分だから仕方がないと思い込んでいたり、家を出ることで親から見捨てられるのではないかという不安から、自分からはなかなか判断できないでいるような場合もある。

したがって、虐待の事実があり、保護者からの分離が必要と判断される事例で、子ども本人が一時保護を躊躇したり、拒否する場合は、虐待の原因は子どもにあるのではないこと、児童相談所として「子どもの身の安全を確保するために、保護者には引き渡せない」という判断をしていることを子どもにわかりやすく伝える必要がある。

その上で、一時保護所について具体的な紹介をして、少しでも不安感の除去に努め、保護者の元を離れる心情を受け止めながら、一時保護の同意が得られるように説得する。

いずれにせよ、子どもが同意しているか否かにかかわらず、基本的には、本人が帰りたくないと言うから保護するのではなく、「子どもの最善の利益を守るために、児童相談所として保護者には引き渡せないという判断をした」という説明をすることが重要である。

## (2) 保護者への説明

保護者への説明については、第4章2.(1)②「虐待通告を受けて子どもを保護する場合の虐待の告知」を基本とした上で以下の点に留意する。

### ① 保護者が保護を求めてきた場合

保護者自らが、子どもを預かってほしいと希望し電話や相談をしてくる事例がある。このような場合は、子どもや保護者の心身の状態を見極め、必要であれば、速やかに一時保護を行う。保護者の言いなりになって簡単に預かっていいのだろうか躊躇して判断のタイミングを逸すると、実際に虐待につながってしまったり、その後の援助の展開が難しくなることもあるので、迅速に対応することが重要である。

現に重大な虐待が疑われるために一時保護が必要と判断されるケースで、保護者の意向に

より保護する形をとると、保護者が引取りを要求してきた際に、子どもの安全が確保できないと思われても保護者の要求を拒む理由がなくなってしまう可能性がある。このような事態を避けるためには、保護者の気持ちを受容しつつも、保護者や子どもの状況等が改善されるまでは、児童相談所の判断において一時保護を継続する旨を伝えるとともに、引き取れるようになるためには保護者として何をすべきか、児童相談所としてはどのような援助が可能であるのかをはっきり伝えることが重要である。

## ② 関係機関からの通告の場合

関係機関からの通告で、調査の結果により一時保護が必要と判断した場合、児童相談所としては、保護者の意図がどうであれ、保護者の元に子どもを置くことが子どもの安全にとって好ましくない、あるいは安全を確保した上での慎重な調査を要するとみられるときには、必要に応じて保護することがあることを毅然とした態度で保護者に伝え、一定の期間は保護が必要であることを理解してもらうよう説明することが基本となる。

しかし、それでも納得しない時は、児童相談所長は保護者の同意がなくとも、職権で一時保護ができること、この決定に不服がある場合は行政不服審査法に基づき不服申立等を行うことができることを伝え、一時保護する。

また、他の関係機関ですでに関わりがあり、一時保護を勧められるような関係が持っている場合は、協力を依頼してもよい。しかし、そのことでその機関と保護者との援助関係が切れてしまうことが危惧される場合は差し控えなければならない。

保護者や家族の状況がよくわからない場合、あるいは保護者が同意しないと思われる場合は、関係機関の協力を得て子どもの安全の確認を早急に行わなければならない。

緊急に保護が必要と判断される場合は、いずれにしても、関係機関の協力を得て、先に子どもの安全を確保した上で、保護者に伝えるようにする。先に子どもを一時保護した場合も、できるだけ速やかに保護者に連絡しなければならない。

## ③ 一時保護告知の留意事項

一時保護に伴ってなされる「告知」の内容は、子どもの安全についての緊急かつ深刻な事態と、その事態への保護者の気付きの促しであり、子どもの安全に関する保護者の責任についての指摘である。問題を保護者の「加害性」に固着させるのではなく、子どもの「危険性」を指摘する。

他方、一時保護に始まる児童相談所の介入は、子どもの安全を守ることに於いて、保護者が責任を果たせないでいることへの緊急対応であり、そこで示される内容は、保護者が責任をもって子どもの安全を守れるようになるまで、介入・指導援助することである。保護者は、たいていの場合、「余計なお世話」であるとの反応を示すが、児童相談所としては、「保護者の子どもの安全における責任と協力義務」を告げるとともに、児童相談所には子どもの安全について、誰に対しても妥協することのできない責任があるとの態度で臨むことが大切である。

一時保護は行政処分として行政不服審査の対象となり、保護者に一時保護の事実とともに不服申立ができることを告知する必要がある。その場合には、一時保護所の具体的な所在地までも記載するのが原則である（児童相談所運営指針の別添参考様式「一時保護決定通知書

面」参照)。

但し、児童虐待を行った保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、保護者が児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認められるときは、児童の住所又は居所を明らかにしないこととされている。(児童虐待防止法第12条第3項)

当初、一時保護所の所在地を告知したが、その後連れ戻し等が行われ再び児童虐待のおそれが起きた場合には、他の一時保護所への変更や児童福祉施設の委託一時保護に変更した上で、一時保護所の所在地を明らかにしないなどの対応が必要となる。

なお、一時保護の告知は父母が共同親権者の場合は、両親あてに通知することが原則である。しかし、DV被害により配偶者等から避難している親子の子どもを保護した場合には、通知によって被害者の所在が特定されないよう、特段の配慮が求められる。

一時保護先の変更や委託一時保護への変更は新たな行政処分ではないが、保護者に対して変更した旨の説明は行う。但し、一時保護先を知らせていない場合は、変更先を伝えないこともある。

## 7. 一時保護所入所中の子どもに対する援助のあり方

一時保護所は、虐待を受けた子どもにとって緊急避難場所として安心できる生活の場所であるとともに、子どもに対する理解を深めその後の生活の方向を決定する場所でもあり、非常に重要な役割を担っている。

### (1) 入所時の対応

入所時は、子どもの健康・身体状況を把握しておくことが必要である。

- ① 虐待による外傷・発熱・栄養状態等の身体状況を正確に把握し、子どもの表情や顔色にも注意を払う。
- ② 顔や手足等、露出している部分だけでなく、衣服で隠れた部分の傷のチェックも必要である。衣服の着替えの時、入浴時、身体検査、医学診断時等を利用して確認する。
- ③ 発熱していたり、身体に痛み等を訴える場合は、応急処置をした後に、医療機関を受診させ、併せて医師の診断書等を取得する。
- ④ 必要に応じて、虐待の状況を示す写真を撮る等記録を残しておく。
- ⑤ 性的虐待を受けた子どもについて、妊娠や性病の疑いがある場合は、早急に産婦人科で受診させる必要がある。子どもには不安を与えないよう十分に説明をし、了解をとっておく。また、性的虐待を受けた子どもは、被害確認について適切な方法で面接を実施することが必要である。(第4章の10「性的虐待への対応」参照)
- ⑥ 刑事告訴や告発のために警察署からの聴取がある場合は、事前に十分に協議し、時間・方法等が子どもにとって負担にならないようにするとともに、児童福祉司等が必ず同席する。

児童相談所による（法的）被害確認面接については、警察官がバックスタッフとして同席して実施することで警察署の再聴取による二次的被害を避けるように協議することも必要である。

- ⑦ 子どもに食物アレルギーがある場合もあり、健康情報と共に、アレルギーについても十分な調査を行い、適切な対応をとる。

## (2) 子どもに援助を行う際の留意点

- ① 虐待を受けた子どもは基本的に大人への不信感や恐怖心を抱いているので、受容的に接し、不安や緊張をやわらげることが必要である。
- ② 一時保護所は、安心して生活できる場所であることを伝え、それを子どもが実感できているかを確認していく。
- ③ 子どもの気持ちを徐々に引き出し、気持ちの整理をできるように支えていくことが必要であり、子どもの心身の状況を見極め、自然に話ができるように心がける。
- ④ 子どもの行動面の特徴や問題行動をよく観察する。情緒不安定、集団不適應、攻撃的行動など、問題行動の現象面に巻き込まれることなく、まず大人との信頼関係を築き、情緒の安定を図りながら、子どもの混乱に寄り添い気持ちを整理しながら支援していくことが必要である。タイムアウトや個別的な対応など、子どもが自己をコントロールできるような適切な援助を実施する。
- ⑤ 一時保護所の生活で子どもが安定してくると、虐待に起因すると思われる様々な症状が出現することがあるが、子ども自身が動揺することがないように、受容的に話を聞き、安心感を持たせる。
- ⑥ 性的虐待の事例では、性化行動が見られることがあるので、注意して見守る。
- ⑦ 保護者の面会は、基本的に子どもの意思を尊重して対応する。面会時は必ず児童福祉司等の職員が同席して、短時間で終わるようにする。なお、面会時の留意点は本章の8を参照すること。
- ⑧ 子どもの保護者に対する、揺れ動く気持ちがあることを認識しておくことが必要である。
- ⑨ ネグレクトなどの事例では、社会的な常識に従った基本的生活習慣ができていない場合がある。基本的生活習慣ができていない場合には、生活上の基本的なルールを少しずつ習得できるように援助する。

## (3) 学習支援

一時保護している子どもの中には、学習をするだけの精神的余裕がなかったか、あるいは学業を十分に受けていないために基礎的な学力が身につけていない子どもがいる。このため、子どもの状況や特性、学力に配慮した指導を行うことが必要であり、在籍校と緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取り組むべき学習内容や教材などを送付してもらうなど、創意工夫した学習を展開する必要がある。

また、やむを得ず一時保護期間が長期化する子どもについては、特段の配慮が必要であり、都道府県又は市区町村の教育委員会等と連携協力を図り、具体的な対策について多角的に検討する

こと。

#### (4) 情緒的な安定を図るための支援

虐待による情緒的な不安定が子どもに見られる場合には、一時保護所に配置されている心理職員と児童心理司とが連携して、心理的なアセスメントとカウンセリングを実施する。必要な場合は、児童相談所の児童精神科医または外部の児童精神科の診断を受けるなどして適切な援助を検討する。また、子どもの状態については、保護者に適時適切に伝えることが必要である。

場合によっては、児童精神科への入院を検討する必要があり、日頃から病院との連携関係の構築に努めることが大切である。

#### (5) 年長の子どもへの支援

義務教育終了後の年齢の子どもへの支援では、保護所退所後の行き先の選択肢が限られることが多い。自立援助ホームへの入所など、考えられる候補をあげて、子どもとともに見学をしたり体験入所を通じて、子ども自身が進路を選択できるように支援することが必要である。子どもの自立生活を支えるためには、福祉事務所を始め多機関との連携が必要となる。

## 8. 一時保護中に保護者が面会を希望する場合の対応

### (1) 一時保護中の保護者対応の原則

保護者の同意によるか否かを問わず、一時保護により子どもと分離された保護者は、今後の見通しがわからないまま不安な毎日を送っている可能性があり、中には子どもを保護した児童相談所に対して怒りの感情を抑えられず、「子どもを返せ」「一目会わせろ」などと執拗に要求したり、「誘拐だ」「死んでやる」「一生おまえらが面倒を見ろ」などと訴え、1日に何度も電話して来たり、突然窓口にやって来て怒鳴り散らしたりすることもある。

特に一時保護した当初は、保護者は混乱しており、他方で援助の方向が定まっていないことなどから、保護者とのやりとりには困難を伴うことが多い。そこで、面会への対応の前に、一時保護中の保護者との関わりの基本を述べる。

- ① 一時保護された保護者が最も不満に思うことの一つは、(児童相談所が勝手に子どもを連れて行ったにもかかわらず) その後の児童相談所からの連絡が遅いことや、後の見通しについての説明が十分なされないところにある。もちろん、児童相談所としては必要な連絡をしているつもりであったとしても、保護された側の不安や不満は援助者が考える以上に強いことを自覚し、子どもの様子の説明なども含めて、誠実に対応することを基本としなければならない。
- ② 保護者が執拗に連絡してくることで、やむなく担当者ではない職員が応じると、かえってニュアンスの違いが生じたり、行き違いが生まれることにもなりかねない。そのため、一時保護した段階で、窓口となる担当児童福祉司を明確に伝え、連絡などは担当者が受けることを保護者が理解できるようにする。この点は、保護者が一時保護所に直接連絡してくるよう

な場合であっても同様であり、保護所においても担当者を通じて連絡する旨を伝えるようにする。なお、一時保護所に直接保護者が連絡してきたような場合には、速やかにその状況を担当児童福祉司に連絡し、齟齬がないように留意する。

- ③ なお、担当者だけでは対応が困難な場合は、スーパーバイザーなどがサポートする体制をとり、担当者が孤立しないよう十分配慮する。

## (2) 面会に対する基本的な考え方

一時保護の目的として[1]緊急保護、[2]行動観察、[3]短期入所指導などがあるが、虐待の場合の緊急保護は、子どもの安全確保が第一目的となることはいうまでもない。多くの子どもは保護した後であっても保護者への怯えなど虐待による精神的動揺や不安が強いため、医師、児童福祉司、児童心理司、一時保護所の職員等の協議により、面会が子どもに精神的なマイナスを及ぼすおそれがあれば行うべきではない。

面会を禁止した場合、保護者に対しては、「客観的な判断として面会は子どもにとってマイナスである」という説明を行う。そのためにも保護者に対して、一時保護の理由（虐待を疑った理由）をきちんと説明しておく必要がある。なお、手紙による通信についても制限の適否を検討しておく。

## (3) 面会設定までの対応

### ① 児童福祉司等と一時保護所との連絡調整

担当の児童福祉司等は子どもの意向と一時保護に至る経過を考慮し、一時保護所の児童指導員、保育士等の意見を参考にして、保護者との面会について連絡調整する。一時保護所の職員にとっては児童福祉司等の情報が保護者へ対応する上での判断材料となるため、保護者の細部にわたる情報を提供する。

### ② 担当者が判断を躊躇する場合の対応

虐待事例の保護者は、児童福祉司等に攻撃的な態度を見せたり、理不尽な筋の通らない面会要求を突き付ける場合がある。判断を躊躇する場合、所内ケース検討会議を開催して組織として面会の適否を判断する。

## (4) 面会の適否の判断材料

子ども側、保護者側の評価を総合的に検討し、面会の適否（実施、制限、拒否等）を判断する。

### ① 子ども側の評価

以下のことに留意する必要がある。

- ア. 児童福祉司・児童心理司による保護者や子どもとの面接内容
- イ. 一時保護所の児童指導員、保育士等と子どもとの面接内容
- ウ. 一時保護所における行動観察（基本的な生活習慣、情緒行動の様子、対人関係のあり様、身体発育等）
- エ. 子どもの日常会話、子どもの描く家族画、作文、日記等

以上を通して、子どもの感情や意思（不安や恐怖感、拒否感など）や意向を正しく評価す

る。

② 保護者側の評価

以下のことに留意する必要がある。

- ア. 児童福祉司・児童心理司との信頼関係（ラポール）の有無
- イ. 面会の回数、制限の範囲等の説明の理解度
- ウ. 虐待行為の認否、児童相談所指導の諾否
- エ. 子どもとの関わりについての葛藤や不安の有無
- オ. 強引な面会要求、引取要求の有無
- カ. 精神的不安定の有無（飲酒・酩酊状態含む）

(5) 面会実施の留意事項

(4) であげた点を総合的に判断し面会を認めることが適切と判断した場合には、面会の頻度、1回にかける面会時間、面会を許可する者や1回に面会させる人数などの基本的な事項を確認した上で、以下の点に留意しながら面会を実施する。

① 児童相談所職員等の同席

面会中の保護者と子どもの状況観察、並びに突発的な事態に備えるため、必ず児童福祉司、児童心理司、一時保護所の職員等が同席する。同席することによって、親子関係、子どもの反応、保護者の対応など、援助方針策定にとって重要な情報を得ることができる。同席した職員は保護者と子どもの状況により面会時間を切り上げる等の配慮を行う。

② 面会の中断、中止

保護者は子どもに一見自らの非を認める発言を繰り返して帰宅を促したり、逆に、虐待を正当化して子どもを責めたりすることがある。子どもに動揺を与えたり、不安感をもたらしていると判断した場合は直ちに面会を中断、中止する。

③ 面会中の子どもの言動に留意

子どもは一時保護所の職員に「家に帰りたくない」等と発言していても、保護者を目の前にすると、保護者とのそれまでの支配的関係のために「家に帰りたい」「殴らないなら帰る」と逆の発言をすることもある。すると保護者はそれを家庭復帰の意思として受け止めるので、状況により職員が保護者に子どもの真意や発言の背景を説明する必要がある。

④ 面会は家庭復帰の評価材料

面会の状況は、今後の援助方針決定の重要な要素となり得るので、面会前、面会中、面会後の保護者と子どもの変化に留意する。面会による親子関係の変化は家庭復帰を考えるための重要な評価材料となる。

(6) 強引な面会強要等への対応

① 児童相談所長の観護措置を不当に妨げる行為の場合

児童福祉法 33 条の 2 において、児童相談所長は一時保護を加えた児童について、親権を行う者又は未成年後見人のあるものであっても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができ、児童等の親権者等は、当該監護措置を不当に妨げ

てはならないと規定されていることに留意する。

保護者が面会を希望して強引に来所する場合や刃物等を持参して児童福祉司等を威嚇する場合等があるが、その態様、手段が適切でない場合には、上記の児童福祉法第 33 条の 2 に定められた児童相談所長の観護措置を不当に妨げる場合に当たる。その場合には、当該行為が適切ではないことを保護者に説明し、それでも理解が得られず改善がみられない場合には、児童虐待防止法 12 条に基づく面会・通信の制限をとることが考えられる。（「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」平成 24 年 3 月 9 日付雇児総発 0309 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知を参照のこと。）

なお、そのような行為に対しては複数の職員で組織的対応を図るとともに、必要に応じて警察に対し、児童虐待防止法第 10 条に準じた対応を依頼するのが適当である。

#### ② 児童虐待防止法第 12 条に基づく面会・通信制限

一時保護中の子どもに対して、児童虐待の防止及び子どもの保護のために必要がある場合には、児童相談所長は、児童虐待を行った保護者に対し、子どもとの面会・通信を制限することができる。面会・通信を制限する場合には、行政手続法に基づく弁明手続きを行うことと、書面をもって通知する必要があることに注意すること。

なお、法第 12 条によらない、「指導」としての面会・通信制限もあり得ることから、まずは「指導」としての面会・通信制限を行い、それが守られない場合に「行政処分」としての制限を行う。

#### ③ 一時保護場所の秘匿

一時保護が行われている場合に、保護者に対して子どもの住所又は居所等を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は児童の保護に支障をきたすおそれがあると認めるときは、子どもの住所又は居所を明らかにしないものとされている。非開示の方法に特段の規制はないが、事後の紛議などに備え、通知した年月日、当該処分の理由等を必ず記録しておく。

#### ④ つきまとい・はいかい禁止の家庭裁判所による審判前の仮処分

児童福祉法第 33 条第 2 項の規定による一時保護を加えている子どもについて、家庭裁判所に法第 28 条の申立がなされており、かつ、当該保護者について児童虐待防止法による面会通信の全部制限がなされている場合に、当該児童の保護のために必要があるときは、家庭裁判所は 28 条申立てをした者の申立てにより、法第 28 条承認の審判が効力を生じるまでの間、当該保護者に対し、当該児童へのつきまとい・はいかいをしてはならないことを命じることができる。

## 9. 保護者の強引な引取要求への対応

一時保護は保護者の意思にかかわらず実施できる。したがって、当初同意していた保護者が途中で引取りを要求したとしても、必ずしも応ずる必要はない。一時保護決定が都道府県知事・児童相談所長によって解除されない限り、その効力は継続しているのであって、担当職員の個人的な判



断でなく、組織的な決定が必要である旨を保護者に対して説明する。

また、保護者による実力行使や担当職員に対する暴力行為等が予想されるときには、警察と連絡をとって、児童虐待防止法第 10 条に準じた対応を依頼することが適当である。

強引な引取り等によって、再び虐待が起きるおそれがある場合には、一時保護所の変更又は一時保護委託を活用した上で、子どもの住所又は居所を非開示とすることも検討する。

なお、保護者に不服申立てを促すことも選択肢の一つである。

## 10. 家庭復帰させる場合の子ども・保護者への指導上の留意点

保護者が虐待の事実と真摯に向き合い、再び子どもとともに生活できるようになることは、子どもの福祉にとって最も望ましいことである。

一時保護を解除して家庭復帰を行う場合には、子どもと保護者の各種診断結果を総合的に評価し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど地域の関係機関における援助体制を組織し、虐待の再発によって子どもの安全が損なわれる危険性が認められない、また保護者が子どもの養育改善と子どもの安全について関係機関と協力して努力を進める、また何らかの問題が発生した場合には速やかに子どもの安全を確保できる体制が用意されていることを確認したうえで判断する。

なお、一時保護後に家庭復帰させる場合の子どもや保護者に対する指導上の留意点については、施設入所後に家庭復帰させる場合の留意点と基本的に同様であることから、第 10 章を参照の上、対応されたい。

### (1) 家庭復帰の適否判断に際して把握する事項

#### ① 保護者の発言内容の調査確認

保護者によっては、子どもを早く引き取りたいために、虚偽の発言をする場合がある。保護者の発言を鵜呑みにするのではなく、必ず事実確認の調査を実施する。また、一時保護を繰り返しているような場合には、特に留意が必要である。

#### ② 保護者が約束した行動の確認

保護者が児童相談所との面接や子どもとの面会について、正当な理由がなく遅刻したり又は中止する場合、電話連絡が取れなくなる場合などは、家庭復帰後の約束不履行が懸念されることから、留意が必要である。

#### ③ 親子関係の変化の確認

来所面接、家庭訪問等により保護者に一定の改善が見られた場合は、親子関係再構築の作業として面会を実施することとなるが、面会前、面会中、面会後の保護者と子どもの言動等を行動観察して、子どもの心身の安全が確保されると判断できれば、家庭復帰を検討する。

#### ④ 一時保護前後の家庭環境調査

子どもの一時保護により家庭内の関係に変化が生じることも多い。面接や家庭訪問により夫婦関係および家族関係、親戚関係、保護者の内面的な変化等を把握するとともに、必要に応じ親戚および近隣知人、学校、民生・児童委員（主任児童委員）等から事実関係を確認す

る。

#### ⑤ 地域関係機関との連携

保護者が地域の関係機関から適切な援助を受けられるように支援する。子どもが家庭や地域で安全に暮らせる環境を整え、市区町村に対して援助内容を伝える。援助内容の決定にあたっては、市区町村（要保護児童対策地域協議会）とともに事例検討を行い、子どもの心身の状態、生活環境、家族状況、家庭環境、保護者の遵守事項等を関係機関が理解した上で、各機関が具体的に支援する役割を決めることが重要である。

一時保護中に保護者が児童相談所の管轄外に転居した場合には、一時保護の解除には特に慎重になる必要があるため、保護者の住所を管轄する児童相談所と連絡をとり、家庭復帰の適否を決定する段階で、次の内容等について協議する。

ア. 家庭復帰を行う時期

イ. 家庭復帰後の援助体制、援助内容

ウ. 移管時期及び移管の方法

なお、他の自治体に転居した場合は、全国児童相談所長会による「被虐待児童の転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供に関する申し合わせ」（平成 19 年 7 月 12 日）により、上記と同様の協議等を行う。

## (2) 家庭復帰に向けた条件整備

### ① 社会資源の確認

社会資源を利用することは、保護者の精神的・物理的な負担の軽減につながる。例えば、要保護児童対策地域協議会を活用したり、家庭の養育機能の補完として保育所や放課後児童健全育成事業等を利用することは在宅生活を維持する上で重要であり、同時に虐待の再発を早期発見することにもつながる。また、在宅生活を維持する上で、親戚、近隣知人等の家族周辺の援助は重要な意味を有する。

### ② 家族援助のためのネットワーク作り

家庭の状況観察と家族援助を実施する場合、緊急時に即応できる相談援助体制（セーフティネットワーク）を整備する必要がある。例えば、要保護児童対策地域協議会を活用し、子どもの欠席が続く場合、保育所、学校等に家庭訪問を依頼して家庭内の状況観察を実施することなどがあげられる。具体的な対応を想定して家庭復帰前に関係機関との個別ケース検討会議等を開催して役割分担を決定しておく。

交通手段等の事情により児童相談所による定期的な家庭訪問等が困難な場合、要保護児童対策地域協議会の活用や、福祉事務所や児童委員等への指導依頼を通じて対応する。その際、保護者に関係機関や関係者の関与について説明して同意を得、保護者と子どもに紹介する。その場合でも福祉事務所送致、児童委員指導と併用して児童福祉司指導とするなど、児童相談所としては、指導を他機関に依頼した後も引続き進捗状況を把握するとともに必要な指導を行う。

### ③ 在宅指導の実施

保護者に在宅指導の目的を伝えると同時に、子どもには安心感を与えるため、継続して児

童福祉司等が関わると伝える。家庭復帰後も在宅指導を実施することを保護者、子どもに理解させることが重要である。

④ 客観性の担保

「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」（「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」平成20年3月14日雇児総発0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）等を活用し、客観性を担保すること。

**(3) 子どもに対する留意事項**

一時保護から子どもの家庭復帰が考えられる場合には、以下の点に留意すること。

① 子どもの意向確認

児童福祉司と児童心理司、一時保護所の職員等がチームを組んで、子どもの意見を聴き、不安を取り除く。また、子どもの年齢や能力に応じて、子どもが参画しての家庭復帰プログラムを検討する。保護者に対する子どもの感情等に配慮しながら自分のことを自分で考える体験を積ませる必要がある。

② 児童相談所の継続的な指導の告知

子どもは、家庭復帰と同時に児童相談所との関わりがなくなるのではないかと不安を募らせることもある。家庭復帰後も、親子または子どもの通所、家庭訪問等により保護者や子どもの相談にのっていく旨を伝え、安心感を持てるようにする。また、家庭復帰後、子どもはもとの保育所、幼稚園、小中学校等に復帰することになるため、一時保護中の保育所、学校教職員等による面会も効果が期待できる。

③ 緊急連絡先等の教示

虐待の再発の危険性が解消されたとの判断から家庭復帰しても、復帰後、新たな要因により再発する可能性もある。子どもには、虐待が再発した場合、親戚、近隣知人あるいは学校、福祉事務所、民生・児童委員（主任児童委員）等の緊急避難先を知らせる。ただし幼児、小学校低学年の子どもの場合、自ら連絡したり、緊急避難することは難しいため、緊急避難対策を事前に関係者間で検討しておく。

**(4) 保護者に対する留意事項**

援助方針作成の段階から、できる限り保護者の参画を求め、家庭復帰後の援助内容を保護者に明示する。

① 保護者の問題意識と問題解決能力の有無

保護者自らが虐待に至る要因に対して問題解決する意識を持っていると、第三者の援助を受け入れる可能性は高くなり、問題解決に向けて進展する。保護者がストレスを感じる状況でどう子どもに対応したらよいかを学ぶとともに、保護者の精神的・物理的な負担を軽減するための支援を導入する。

② 家族援助の際の留意事項

保護者と児童福祉司等の間で信頼関係を結べるようになると、具体的な虐待要因の問題解決を図る段階へ移行する。保護者に他機関を紹介する場合には、児童福祉司が保護者に付き

添うなど配慮を要する。

また、保護者に精神疾患やアルコール依存症、薬物依存症が疑われる場合には、医療機関と十分に連携を図りつつ対応することが必要である。

## 1 1. 委託一時保護の留意点

原則として一時保護は児童相談所の一時保護所を活用する。ただし、必要な場合には医療機関、児童福祉施設、里親、警察署その他適当な者に委託一時保護を行うことができる。その他適当な者とは民生・児童委員（主任児童委員）、親戚、近隣知人、学校の教職員等が考えられる。

### (1) 委託一時保護する場合の理由

子どもの年齢や心身の状況、地理的要件等を勘案して、必要な場合は委託一時保護を考慮する。児童相談所運営指針では、委託一時保護を行う場合の理由として下記のことを挙げている。

- ① 夜間発生した事例等で、直ちに一時保護所に連れてくるのが著しく困難な場合。
- ② 乳児、基本的な生活習慣が自立していないため一時保護所において行うことが適当でないと判断される幼児の場合。
- ③ 自傷、他害のおそれがある等行動上監護することが極めて困難な場合。
- ④ 非行、情緒障害あるいは心的外傷などの子どもの抱えている問題の状況を踏まえれば、一時保護後に、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設あるいは医療機関などのより専門的な機関において対応することが見込まれる場合。
- ⑤ これまで育んできた人間関係や育ってきた環境などの連続性を保障することが必要な場合（例えば、その子どもが住んでいる地域の里親・児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員などに委託することが適当な場合）
- ⑥ 現に児童福祉施設への入所措置や里親への委託が行われている子どもであって、他の種類の児童福祉施設や里親あるいは専門機関において一時的に援助を行うことにより、その子どもが抱える問題について短期間で治療効果が得られることが期待される場合。
- ⑦ その他特に必要があると認められる場合。

また、児童福祉法第 28 条第 1 項の申立て及び 33 条の 7 の審判請求等により一時保護期間が相当長期化すると推測される場合においても、児童養護施設等への委託一時保護を検討する。

### (2) 主な委託一時保護先の特徴と留意事項

#### ① 児童福祉施設・里親

- ア. 乳児や障害を有する子ども等は、通常児童相談所における一時保護が困難である。このような場合は、その子どもに対応できる施設や里親への委託一時保護を検討する。
- イ. 一時保護所における行動観察、短期治療等を終えたものの、親権者等からの施設入所の同意が得られず、児童福祉法第 28 条第 1 項または第 33 条の 7 の申立て等に

より一時保護期間が相当長期化すると予測される場合は、子どもの生活環境や公教育等を考慮して児童福祉施設等への委託一時保護を検討する。

## ② 医療機関

専門的な治療や検査が必要な子どもは、児童相談所における一時保護が困難な場合がある。このような場合は、その子どもに対応できる医療機関等への委託一時保護を検討する。

また、医療機関に入院している子どもについて虐待通告を受けた場合で、一時保護が必要と判断される場合には、入院期間を考慮しながら医療機関と協議した上で、必要に応じて一時保護委託をする。一時保護委託とすることで保護者が子どもと接触することを制限することが可能となるが、そのことによって保護者と医療機関の間でトラブルが生じた場合には警察の対応を相談する。また、保護者と子どもとの接触を避けるために、保護者の知らない医療機関に入院場所を変更した方がよい場合には、転院先の医療機関に対して委託一時保護をする。

## ③ 民生・児童委員（主任児童委員）・近隣知人・学校教職員等

ア. 夜間、休日における子どもの緊急一時保護も、原則的に児童相談所による対応となるが、遠隔地および交通手段等の事情により緊急対応が困難な場合もある。そのような場合、区域担当の民生・児童委員（主任児童委員）・近隣知人・学校教職員等への委託一時保護も考えられる。

イ. また、在宅指導中の事例で子どもの緊急避難先として児童相談所職員が駆け付けるまでの間、民生・児童委員（主任児童委員）・近隣知人・学校教職員等宅に委託一時保護を行う場合もある。

ウ. 民生・児童委員（主任児童委員）・近隣知人・学校教職員等に委託一時保護する場合は、当該家庭が個人宅であることに鑑み、緊急やむを得ない場合に限定的に実施し、速やかに児童相談所の一時保護所等での保護へ移行する。

## (3) 委託一時保護する際の留意事項

① 委託一時保護を緊急的な措置として利用した場合には、速やかに一時保護所に移す。特に里親、民生・児童委員（主任児童委員）、親戚、近隣知人、学校教職員の家庭等、個人の家庭に委託一時保護を実施する場合は早急な次の対応を要する。

② 委託一時保護は行政処分であり、処分権者（都道府県知事または児童相談所長）の解除を要件とするため、保護者が強く子どもの引取りを求めても委託一時保護受託者の判断で家庭に戻すことはできない。

## (4) 委託一時保護の通知

委託一時保護を行うに当たっては、一時保護の期間等について保護者と委託一時保護先に通知する。委託一時保護を解除した場合も同様である。なお、保護者に委託一時保護を通知する際には、行政不服審査法第 57 条の規定に基づく不服申立ての方法等を教示する。

通知は文書で行うが、緊急を要する場合は、保護者等に対し口頭による通知および教示を行って、速やかに文書通知する。

なお、委託一時保護の場合も、保護者等に子どもの一時保護先を知らせることにより、強制引き取りの可能性が危惧される等、子どもの保護に支障をきたすと認めるときは、本章6に記載した所内一時保護と同様に子どもの住所又は居所を非開示とすることが可能である。

## 1 2. 一時保護が2か月を越える場合の対応

一時保護の期間は原則2か月を越えてはならないとされているが、児童相談所長又は都道府県知事が必要であると認めるときは、引き続き一時保護を継続することができる。(児童福祉法第33条第4項)

### (1) 2か月を越える一時保護の例

一時保護の継続が必要な場合としては、

- ① 家庭裁判所に対し児童福祉法第28条の承認を申し立て又は親権停止・喪失の審判を請求している場合。
- ② 施設入所や里親委託が必要な子どもについて、当面の医療的ケア等のために入院又は継続した通院が必要であるが、当面施設等に入所できず、かつ、保護者のもとには置いておけない場合。
- ③ 既に親権者間等での親権者変更・親権者指定や監護者指定などの調停又は審判が起こされており、近々に結論が得られる状況にある場合。
- ④ 2か月を越えるものの更に数週間程度の一時保護中に保護者の変化が期待でき、保護者、子どもがともに納得した援助を行える見込みがあるため、家庭裁判所への審判申立てを留保している場合。
- ⑤ MSBP(代理ミュンヒハウゼン症候群)や性的虐待の疑いなどで一時保護を行っているが、調査に時間がかかり、児童相談所としての援助方針を決定するのに、2か月を超えるものの更に数週間程度の時間を要する場合。

などが考えられるが、一時保護は親権にかかる重大な行政処分であり、子どもにとっても生活環境が著しく変化し援助決定までの不安定な期間であることから、不必要に一時保護を継続すべきではない。また、児童相談所の一時保護所は、子どもが長期間生活することを想定していないので、子どもの生活空間や学習、社会生活が制限される場合もある。一時保護期間が相当長期化すると推測される場合や子どもの状況によっては、児童福祉施設や里親への委託一時保護を検討することも必要となる。

### (2) 児童福祉審議会の意見聴取が必要な場合

平成23年の児童福祉法改正により、親権者等の意に反した一時保護が2か月を超え、引き続き一時保護を継続する場合には、2か月ごとに都道府県児童福祉審議会(以下、審議会という。)の意見を聴かなくてはならないこととされた(児童福祉法第33条第5項)。ただし、家庭裁判所に対して児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定による親権喪失もし

くは親権停止の審判請求がなされている場合には、意見聴取は要しない。

親権者等の意に反しての一時保護の継続とは、親権者等が明確に反対の意思表示を行っている場合であり、同意書等の不提出や署名を躊躇している場合に「意に反する措置」と判断する必要はない。

一時保護の期間が2か月を超えることが見込まれる場合には、親権者等の意向の確認が必要となる。この意向の確認は、書面によることが望ましいが、親権者の意向を書面で確認することが難しいこともあるので、書面で意向の確認が出来ない場合には親権者等への説明の状況、親権者の意向について、児童記録票に記録する必要がある。書面で同意が得られた場合にも、親権者等はいつでも同意の撤回は可能である。親権者が同意を撤回した場合には、同意撤回後から2か月を超えての一時保護ではなく、一時保護開始に遡って2か月を越えて継続する前に審議会の意見を聴かなくてはならないことに注意が必要である。ただし、2か月が経過する直前に親権者等が同意を撤回し、一時保護開始から2か月以内に意見聴取ができなかった場合には、例外的に、2か月を超えた後速やかに意見聴取を行う必要がある。

親権者が行方不明で意思確認ができない場合やあいまいな態度を繰り返している場合には、法的には必ずしも審議会の意見を聞く必要はない。しかし、審議会の意見聴取は、一時保護の適正について、客観性と専門性の観点から意見を求めることを目的としており、親権者の意向が確認できない場合にも、意見聴取を妨げるものではない。

「親権者の意に反した2か月超の一時保護」だけではなく、「親権者の意向が不明確な2か月超の一時保護」についても審議会の意見を聞くことは、子どもの福祉の実現にとって妥当となることもあるので検討が必要である。

### (3) 審議会での意見聴取方法

審議会の意見聴取については、一時保護が2か月を越える前に意見を聞く必要があることから、適時、定期的を開催することが望ましい。しかし、審議会を開催する時間的な余裕がなく、各委員が会議を開催しないことに同意する場合には、全委員から個別に対面や書面等で意見を聴取し、審議会としての意見を得る方法（持ち回りの方法）も考えられる。但し、2回目以降の継続の意見聴取（4か月超、6か月超・・・）については、持ち回りの方法ではなく審議会を開催し、重点的に意見聴取を行なう必要がある。

意見聴取にあたっては、事前に委員に事例の概要、継続の理由、児童相談所の方針、親権者等の意向について提示しておくことが望ましい。

審議会の運営のあり方は都道府県によって異なっているが、ここではA自治体における「親権者の意に反する2か月超の一時保護」について意見聴取の様式を紹介する。

【参考】A 自治体 親権者の意に反する2か月超の一時保護

<b>児童イニシャル</b> ( 歳 月 )		(男 女)		<b>所属</b> (保・幼・小・中・高 年)	
相談 種別		相談 経路		相談年月日	年 月 日
一時保護開始 年 月 日 一時保護場所 (保護所、里親、施設、病院、その他) 一時保護場所の変更 年 月 日 一時保護場所 (保護所、里親、施設、病院、その他)					
<b>【事例の概要】</b>					
<b>【児童の状況 (一時保護中の様子を含む)・意向】</b>					
<b>【家庭の状況・意向】</b>					
<b>【関係機関の状況・意向】</b>					
<b>【一時保護継続の理由】</b>					
<b>【一時保護後の援助の見通し (期間も提示)】</b>					
<b>審議会の意見</b>				<b>【ジェノグラム】</b>	
<b>前回報告の意見 (要約)</b> (2回目以降の場合に、前回の児福審の意見記入)					



#### (4) 親権者等の意向の確認

親権者等の意に反した一時保護である場合には、2か月を超える前に審議会の意見を聴くことが必要となるので、実情にあわせて一時保護開始又は継続後、40日程度までに一時保護についての親権者の意向を確認できるように努めること。(4か月超、6か月超の場合も同様である。)

児童相談所は審議会の意見を聴いたうえで一時保護を継続する場合には、審議会の意見聴取の結果とともに引き続き一時保護を行う旨を保護者に連絡すること。一時保護の継続は新たな行政処分でないため、文書により通知することは必須ではない。

#### 【第5章に関連する参考通知】

- 「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」平成20年3月14日雇児総発0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知
- 「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」平成24年3月9日付雇児総発0309第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局